

乳幼児医療費の 窓口払いの一部を廃止します

保険課 1116

4月から、乳幼児（小学校就学前）が本庄市および児玉郡内の医療機関等を受診するときに、窓口で医療費（保険診療の自己負担分）を支払う必要がなくなります。



医療機関等を受診するとき

本庄市および児玉郡内の内科・歯科・保険調剤薬局を受診するときは、必ず健康保険証とあわせて新しい「乳幼児医療費受給資格証」（以下、受給資格証）を提示してください。継続して乳幼児医療費受給資格がある人には、3月末までに新しい受給資格証（見本）を郵送します。

公費負担番号81110116が印刷されています。
受給者番号が変わります。
受給資格証の色はピンク色です。

乳幼児医療費受給資格証	
公費負担番号	8 1 1 1 0 1 1 6
受給者番号	1 2 3 4 5 6 7
受給資格者	氏名 本庄 太郎
	住所 本庄市本庄 3-5-3
乳幼児	氏名 本庄 花子
	生年月日 平成19年 3月 3日 生
有効期間	自 20年 4月 1日
	至 25年 3月 31日
平成20年 4月 1日 本庄市長 印	

窓口での支払いが必要なとき

次の場合は、医療機関等の窓口で医療費の支払いが必要です。診療の翌月以降に、乳幼児医療費支給申請書を保険課または総合支所健康福祉課へ提出してください。

新しい受給資格証を提示しない場合

本庄市および児玉郡外の医療機関等を受診した場合

1 医療機関での1か月の医療費合計が2万1,000円を超えた場合

健康保険から高額療養費が支給される可能性があります。

複数回の通院により月の途中で2万1,000円を超えた場合でも、月の初回診療分からの支払いが必要です。

柔道整復、はりきゅう等を受診した場合

夜間診療などの通常診療時問外に受診した場合

乳幼児医療費の受給資格がなくなつたとき

市外転出や有効期間の経過等により、乳幼児医療費の受給資格がなくなつた場合は、受給資格証を保険課または総合支所健康福祉課へ返却してください。

後期高齢者医療制度が始まります



保険課 1116

後期高齢者医療制度とは

4月から、現行の老人保健制度に変わって創設される制度です。対象となるのは、75歳以上の人（65歳以上で一定の障害がある人）です。

医療費の負担割合について

医療機関等の窓口で負担する割合は、保険診療の1割現役並み所得者は3割）です。

保険証について

現在使用している保険証や老人保健医療受給者証は、4月以降使用できなくなります。対象者には、3月末までに後期高齢者医療制度の保険証（見本）を郵送します。

保険料について

加入者全員が保険料を負担します。ただし、社会保険の被扶養者などこれまで保険料を負担していなかった人には、軽減制度があります。

保険料の納付方法は原則として年金天引きですが、年金から徴収できない場合は、納付書（口座振替も可）で納めることとなります。

・年金天引きで納める人

4月に通知を郵送

・納付書で納める人

7月に納付書を郵送

保険料の算定や軽減制度については、広報ほんじょう2月号をご覧ください。

後期高齢者医療被保険者証		有効期限	平成21年 7月31日
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8	住 所	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-14-1
氏名	後期 太郎	生 年 月 日	昭和 8年 4月 1日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日	性 別	男
発 効 期 日	平成20年 4月 1日		
交 付 年 月 日	平成20年 4月 1日		
一部負担金の割合	1割		
保 険 者 番 号	1 2 3 4 5 6 7 8		
保 険 者 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合 印		



育児のお手伝いに...

ファミリー・サポート・センター

をご利用ください



ファミリー・サポート・センターとは

市では、平成18年7月から仕事の都合や急用で子どもの世話ができないときに育児の援助をするファミリー・サポート・センター事業を実施しています。この事業は、市から本庄市社会福祉協議会が委託を受けて運営しています。

ファミリー・サポート・センターのしくみは、育児の援助を受けた人（依頼会員）、育児の援助に協力できる人（援助会員）、依頼と援助の両方できる人（両方会員）がそれぞれ会員登録し、必要な時に会員同士で援助活動（有償）を行うというものです。

会員は随時募集しています。育児の援助を受けたい人、育児の援助に協力できる人は、ぜひファミリー・サポート・センターへご相談ください。



主な援助活動

- 学童保育の迎えと帰宅後の預かり
- 保育園・幼稚園の迎えと帰宅後の預かり
- 子どもの習い事等の送迎
- 放課後の預かり
- 急用時の預かり



利用料金

子ども1人につき1時間あたりの料金で、2人目以降は半額です。

平日 午前7時～午後7時 700円

以外（土・日・祝日等、早朝および夜間）800円
援助時間は午前6時から午後9時までです。



会員登録

手続きは簡単、登録は無料です。

依頼会員 市内在住または在勤で、生後6か月から小学生までの子どもがいる人
援助会員 市内在住で20歳以上の人
両方会員 を満たす人



現在の状況

1月末現在の会員数は、依頼会員が73人、援助会員が49人、両方会員が2人で合計124人です。平成19年4月から平成20年1月末までの援助件数は、301件です。

- 本庄市ファミリー・サポート・センター（本庄市社会福祉協議会内） 275
- 5、子育て支援課 11
- 30

援助会員の声



子育て家庭のために何かできたら、と始めました。

今も昔も子育ては大変だと思えます。特に今は核家族化が進み、なかなか周りの人に助けをもらうことも難しいようです。

松村よ志美さん 我が家でも孫が大阪に住んでいるため、手助けしたくてもなかなかできません。ファミリー・サポート・センターのパンフレットを目にして、同じように子育てをされていて手助けが必要なお家庭の手伝いができたらと思い、援助会員に登録しました。お預かりする子どもたちはみんな明るく、素直な子ばかりで、孫をみるような気持ちで預かっています。子どもたちの元気をもらって、私まで身体の調子が良くなりました。

育児の手助けにぜひ、このファミリー・サポート・センターを利用していただけたらと思っています。

依頼会員の声



預かってもらって安心です。

小学1年生の娘の学校から学童保育所までの送迎をお願いしています。学童保育は卒園した保育園にお願いする予定でしたが、小学校の学区外にあり、子どもを一人で徒歩で通わせることには不安があったからです。

援助会員さんは、誠実で明るい方方で安心感があり、ほぼ毎日利用させていただいています。子どもも援助会員さんにすっかり甘えて、日々の出来事を話しているようで、私も安心して仕事ができます。

利用料金については、子どもの安全を考えれば良心的な金額だと思っています。1度ファミリー・サポート・センターに気軽に相談してみたいでしょうか。